



発行 税理士法人 **中央総研**
 桑名市大福 406-1
 TEL0594-23-2448
 FAX0594-23-3303
 E-mail: sasaya@cri-sasaya.com
 URL: http://mie-cri.com

今月の担当

課長 増田 隆之
 課長 河野 智美

円安、脱デフレの好機か

【はじめに】

新聞・テレビでは、「円安は悪である」の論調が根強く報道されています。

しかし円安の今こそ、**脱デフレの機会(チャンス)**ではないでしょうか。

今月はこの点について、述べてみたいと思います。

【現金給与総額と実質賃金】

毎月勤労統計調査(厚労省)による **2023年9月分結果確報**(11月21日発表)によると、「**現金給与総額**」は前年同月比 **0.6%増**の27万7,700円、

「**実質賃金**」は前年同月比 **2.9%減**となっています。

「**実質賃金**」は、物価の上昇に「**名目賃金**」の伸びが追い付かない状況が続いています。

名目賃金とは、実際の賃金を云います。実質賃金は物価を加味した賃金を云います。

「現金給与総額」という「名目賃金」は前年同月比 **0.6%増**になっているのに、物価を加味した「**実質賃金**」は前年同月比 **2.9%減**になっている事を云います。

【前年同月比の推移】

現金給与総額、実質賃金、消費者物価指数の推移を見てみたいと思います。

前年同月比の推移 (%)			
2023年	現金給与総額	消費者物価指数	実質賃金
1月	0.8	5.1	▼4.1
2月	0.8	3.9	▼2.9
3月	1.3	3.8	▼2.3
4月	0.8	4.1	▼3.2
5月	2.9	3.8	▼0.9
6月	2.3	3.9	▼1.6
7月	1.1	3.9	▼2.7
8月	0.8	3.7	▼2.8
9月	0.6	3.6	▼2.9

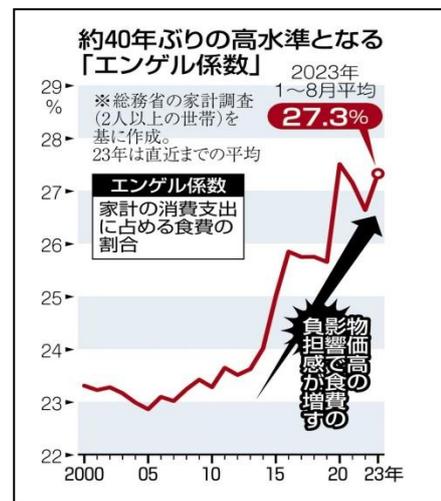
この表を見ることにより、現金給与総額(名目賃金)の伸びよりも、消費者物価指数の伸びの方が大きいことが分かります。実質賃金が減となります。

【エンゲル係数が高水準】

日本人が貧しくなったのか?

「**エンゲル係数**」39年ぶりの**高水準**で、今年1月~8月の平均で **27.3%**となっています。**生活水準の低下**を示しています。

値上がりのひどいのは**食料品**です。**輸入原料に頼る食料品は全般的に円安と連動**します。



※ エンゲル係数とは、「家計の全ての消費支出に占める割合」のことです。総支出に対して食費の割合が多いと数値が高くなり、少ないと数値が低くなります。

$$\text{エンゲル係数 (\%)} = \text{食費} \div \text{消費支出} \times 100$$

総務省の「家計調査」により発表されます。

【円安の是正】

日本銀行(植田和男総裁)は、10月31日の金融政策決定会合で、長期金利が1%を一定限度超えることを容認する金融緩和策の修正を決めたばかりです。**日米金利差の拡大から円安が進行し、身近な物価高に拍車**がかかっています。今回の修正が円安の是正につながるとは云えないと思います。

【消費税減税の提案】

日本はインフレではありません。まだデフレの状態です。その中で食料品が異常に値上がりしているのです。消費税の軽減税率8%を一挙にゼロに引き下げてはいかがでしょう。**食料品を中心とする消費税減税**で円安の副作用の大半が減殺されます。

《代表社員 笹谷 俊道》

【年末年始のお知らせ】2023年12月29日(金)~2024年1月4日(木)までお休みになります。

年始は2024年1月5日(金)より通常通り営業致します。

キャッシュレス納付

国税庁では、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」の実現に向けて、キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでいます。

社会全体の効率化と行政コスト抑制の観点を踏まえ、令和6年5月以降に送付する分から、e-Taxにより申告書を提出している法人の方などについて、「納付書の事前の送付を取りやめる」こととしています。

納付書を使わずに納付するには、「ダイレクト納付」などの「キャッシュレス納付」の手続きをする必要があります。

《事前送付を行わないこととなる事業者》

- ・ e-Tax により申告書を提出されている法人
- ・ e-Tax による申告書の提出が義務化されている法人
- ・ e-Tax で「予定納税額の通知書」の通知を希望された個人
- ・ 「納付書」を使用しない次の手段により納付されている法人・個人
 - ダイレクト納付（e-Tax による口座振替）
 - 振替納税
 - インターネットバンキング等による納付
 - クレジットカード納付
 - スマホアプリ納付
 - コンビニ納付（QRコード）

ダイレクト納付とは、e-Tax（国税電子申告・納税システム）により申告書等を提出した後、納税者ご自身名義の預貯金口座から、即時又は指定した期日に、口座引落としにより国税を電子納付する手続きです。

利用に当たっては、事前に税務署へ e-Tax の利用開始手続きを行った上、専用の届出書を提出していただく必要があります。

似た納税方法で、電子納税がありますが、こちらはインターネットバンキングを使用し、手動で納付手続きを行うものです。

手順としては、

- ① e-Tax で申告を行い、納付区分番号を取得。
- ② 利用している金融機関のインターネットバンキングへログインし、上記の納付区分番号をもとに、自分で納付手続きを行います。 <増田>

【2024年セミナーのお知らせ】

第22回中央総研セミナーは、2024年4月11日（木）開催予定です。年明け以降、申込書を同封させていただきます。

新NISA制度

2024年1月から新しいNISA制度が始まります。

NISAとは、通常、株式や投資信託などの金融商品に投資した場合、これらを売却して得た利益や受け取った配当に対して約20%の税金がかかります。

NISAは「NISA口座」内で、毎年一定金額を範囲内で購入した金融商品から得られる利益が、非課税になる、税金がかからなくなる制度です。

現行NISAは新NISAとは別枠なので2023年中にNISAをはじめると非課税枠が多く使えます。

<新しいNISAのポイント>

- ・ 非課税保有期間の無期限化
- ・ 口座開設期間の恒久化
- ・ つみたて投資枠と、成長投資枠の併用が可能
- ・ 年間投資枠の拡大（つみたて投資枠：年間120万円、成長投資枠：年間240万円、合計最大年間360万円まで投資が可能。）
- ・ 非課税保有限度額は、全体で1,800万円。（成長投資枠は、1,200万円。また、枠の再利用が可能。

《新しい制度》

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間投資枠	120万円		240万円
非課税保有期間 ^(注1)	無期限化		無期限化
非課税保有限度額（総枠） ^(注2)	1,800万円 ※ 簿価残高方式で管理(枠の再利用が可能)		
口座開設期間	恒久化		恒久化
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託 〔 現行のつみたてNISA対象商品と同様 〕		上場株式・投資信託等 ^(注3) ① 整理・監理銘柄② 信託期間20年未満、毎月分配型の投資信託及びデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等を除く
対象年齢	18歳以上		18歳以上
現行制度との関係	2023年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用 ※ 現行制度から新しい制度へのロールオーバーは不可		

(注1) 非課税保有期間の無期限化に伴い、現行のつみたてNISAと同様、定期的にご利用者の住所等を確認し、制度の適正な運用を担保
(注2) 利用者それぞれの非課税保有限度額については、金融機関から一定のクラウドを利用して提供された情報を国税庁において管理
(注3) 金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買への動向行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督及びモニタリングを実施
(注4) 2023年末までにつみたてNISAにおいて投資した商品は、3年間の非課税期間が終了しても、所定の手続きを経ることで、18歳になるまでは非課税措置が受けられることとなっているが、今回、その手続きを省略することとし、利用者の利便性向上を旨とする

《（参考）現行制度》

	つみたてNISA (2018年創設)	選択制	一般NISA (2014年創設)
年間投資枠	40万円		120万円
非課税保有期間	20年間		5年間
非課税保有限度額	800万円		600万円
口座開設期間	2023年まで		2023年まで
投資対象商品	長期の積立・分散投資に 適した一定の投資信託 (金融庁の基準を満たした投資信託に限定)		上場株式・投資信託等
対象年齢	18歳以上		18歳以上

出典：金融庁ウェブサイト <https://www.fsa.go.jp/>

<河野>